

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年12月25日
【会社名】	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
【英訳名】	TECHNO HORIZON HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 清
【本店の所在の場所】	名古屋市南区千竈通二丁目13番地 1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社タイトック 取締役 水野 雅裕 株式会社エルモ社 取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【最寄りの連絡場所】	株式会社タイトック 名古屋市南区千竈通二丁目13番地 1 株式会社エルモ社 名古屋市瑞穂区明前町 6 番14号
【電話番号】	株式会社タイトック (052)824 - 7373 (代表) 株式会社エルモ社 (052)811 - 5133 (代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社タイトック 取締役 水野 雅裕 株式会社エルモ社 取締役常務執行役員経営管理本部長 渡辺 毅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	8,704,724,912円 (注)本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社タイトック(以下「タイトック」といいます。)の最近事業年度末日(平成21年3月31日)現在における株主資本の額(簿価)及び株式会社エルモ社(以下「エルモ社」といいます。)の最近事業年度末日(平成21年2月28日)現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月24日付で提出いたしました有価証券届出書及び同年12月3日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、株式移転計画の承認に関するタイテック及びエルモ社の臨時株主総会が平成21年12月25日に開催されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するとともに、記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため、また、臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

#### 第1 組織再編成（公開買付け）の概要

##### 1 組織再編成の目的等

##### 2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

###### 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成に係る契約

###### 1 . 株式移転計画の内容の概要

##### 7 組織再編成に関する手続

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

### 第五部 組織再編成対象会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

###### 臨時報告書

（添付書類の追加）

タイテック臨時株主総会議事録の写し

エルモ社臨時株主総会議事録の写し

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	21,063,340株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1. (略)

2. 普通株式は、平成21年10月30日に開催されたタイテック及びエルモ社の取締役会の決議（株式移転計画及び共同持株会社設立に関する契約締結の承認）並びに平成21年12月25日に開催予定の両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3. (略)

4. (略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	21,063,340株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1. (略)

2. 普通株式は、平成21年10月30日に開催されたタイテック及びエルモ社の取締役会の決議（株式移転計画及び共同持株会社設立に関する契約締結の承認）並びに平成21年12月25日に開催された両社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

3. (略)

4. (略)

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社とタイテック及びエルモ社の状況は以下のとおりです。

タイテック及びエルモ社は、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成22年4月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

(訂正後)

当社とタイテック及びエルモ社の状況は以下のとおりです。

タイテック及びエルモ社は、平成22年4月1日（予定）を期して、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

#### 3【組織再編成に係る契約】

##### 1. 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

タイテック及びエルモ社は、両社の臨時株主総会による承認を前提として、平成22年4月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、タイテック及びエルモ社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年10月30日の両社の取締役会において作成いたしました。なお、タイテックとエルモ社は、同日付で、共同株式移転の方法によりタイテック及びエルモ社の完全親会社となる当社を設立して経営統合する旨の共同持株会社設立に関する契約書を締結しております。

株式移転計画に基づき、タイテックの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、エルモ社の普通株式1株に対して当社の普通株式1.09株をそれぞれ割当て交付いたします。

当該株式移転計画においては、平成21年12月25日にそれぞれ開催予定の臨時株主総会において、当該株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当、株式の上場などにつき規定されております。(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

タイテック及びエルモ社は、平成22年4月1日（予定）を期して、当社を株式移転設立完全親会社、タイテック及びエルモ社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年10月30日の両社の取締役会において作成いたしました。なお、タイテックとエルモ社は、同日付で、共同株式移転の方法によりタイテック及びエルモ社の完全親会社となる当社を設立して経営統合する旨の共同持株会社設立に関する契約書を締結しております。平成21年12月25日にそれぞれ開催された臨時株主総会において、当該株式移転計画は承認されております。

株式移転計画に基づき、タイテックの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、エルモ社の普通株式1株に対して当社の普通株式1.09株をそれぞれ割当て交付いたします。

その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当、株式の上場などにつき規定されております。(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

## 7【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

## 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びにタイテックにおいてはエルモ社の、エルモ社においてはタイテックの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、タイテック及びエルモ社の本店に平成21年12月10日よりそれぞれ備え置く予定です。そのほか、タイテックまたはエルモ社の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

(中略)

## 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年10月30日(金)	株式移転計画・共同持株会社設立に関する契約締結承認取締役会(両社)
平成21年10月30日(金)	共同持株会社設立に関する契約締結(両社)
平成21年11月2日(月)	臨時株主総会基準日公告(両社)
平成21年11月17日(火)	臨時株主総会基準日(両社)
平成21年12月25日(金)(予定)	株式移転計画承認臨時株主総会(両社)
平成22年3月29日(月)(予定)	ジャスダック証券取引所上場廃止日(両社)
平成22年4月1日(木)(予定)	当社設立登記日(本株式移転効力発生日)
平成22年4月1日(木)(予定)	当社株式上場日

ジャスダック証券取引所による平成21年4月8日付け通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われないう場合は、上場廃止日は平成22年3月26日(金)(最終売買日は平成22年3月25日(木))となる予定です。

ただし、本株式移転の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合は両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(後略)

(訂正後)

## 1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びにタイテックにおいてはエルモ社の、エルモ社においてはタイテックの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、タイテック及びエルモ社の本店に平成21年12月10日よりそれぞれ備え置いています。そのほか、タイテックまたはエルモ社の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

(中略)

## 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

平成21年10月30日(金)	株式移転計画・共同持株会社設立に関する契約締結承認取締役会(両社)
平成21年10月30日(金)	共同持株会社設立に関する契約締結(両社)
平成21年11月2日(月)	臨時株主総会基準日公告(両社)
平成21年11月17日(火)	臨時株主総会基準日(両社)
平成21年12月25日(金)	株式移転計画承認臨時株主総会(両社)
平成22年3月29日(月)(予定)	ジャスダック証券取引所上場廃止日(両社)
平成22年4月1日(木)(予定)	当社設立登記日(本株式移転効力発生日)
平成22年4月1日(木)(予定)	当社株式上場日

ジャスダック証券取引所による平成21年4月8日付け通知「株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の5日目決済の廃止が予定通り行われないう場合は、上場廃止日は平成22年3月26日(金)(最終売買日は平成22年3月25日(木))となる予定です。

ただし、本株式移転の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合は両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(後略)

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

（前略）

平成21年12月25日 タイテック及びエルモ社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。

（後略）

（訂正後）

（前略）

平成21年12月25日 タイテック及びエルモ社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて承認を受けました。

（後略）

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

（訂正前）

（前略）

エルモ社

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成21年8月18日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年10月30日に東海財務局長に提出

（訂正後）

（前略）

エルモ社

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成21年8月18日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成21年10月30日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づく臨時報告書を平成21年12月4日に東海財務局長に提出